



# 長野県報

11月25日(火)  
平成26年  
(2014年)  
第2627号

## 目 次

### 規 則

薬事法施行細則等の一部を改正する規則（薬事管理課）	1
---------------------------	---

### 告 示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（障がい者支援課）	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出（障がい者支援課）	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（障がい者支援課）	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（障がい者支援課）	4
都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧（生活排水課）	4
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（森林づくり推進課）	4
公共測量の終了（建設政策課）	4

### 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民協働課）	5
長野県教育委員会表彰等規則に基づく表彰（教育総務課）	5
一般競争入札（企業局）	5

## 規 則

薬事法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成26年11月25日

長野県知事 阿部 守一

### 長野県規則第30号

薬事法施行細則等の一部を改正する規則

（薬事法施行細則の一部改正）

第1条 薬事法施行細則（昭和36年長野県規則第17号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則

第1条中「薬事法（）」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（）」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「、薬事法施行規則」を「。第6条において「政令」という。）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に、「」及び「」を「。次条及び第6条において「省令」という。）及び」に改める。

第2条第1項中「薬事法施行規則第157条第1項」を「省令第151条第1項」に改める。

第3条の見出しを「（受験願書）」に改め、同条中「第36条の4第1項」を「第36条の8第1項」に、「登録販売者試験」を「試験（次条及び第5条において「登録販売者試験」という。）」に改め、「に次の各号に掲げる書類」及び「添えて、」を削り、各号を削る。

第6条第1項中「薬事法施行令」を「政令」に、「薬事法施行規則」を「省令」に改め、同条第2項中「薬事法施行令」を「政令」に

改める。

様式第1号中

<p>「</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">(写真欄)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(1) 大きさは、縦5センチメートル、横4.5センチメートル程度のもの</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(2) 出願前6月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身像のもの</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(3) 裏面に氏名を記載すること</td> </tr> </table> <p>」</p>	(写真欄)	(1) 大きさは、縦5センチメートル、横4.5センチメートル程度のもの	(2) 出願前6月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身像のもの	(3) 裏面に氏名を記載すること	<p>「</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">写真欄</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">1 大きさは、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル程度のもの</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2 出願前6月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身像のもの</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">3 裏面に氏名を記載の上、貼付すること。</td> </tr> </table> <p>」</p>	写真欄	1 大きさは、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル程度のもの	2 出願前6月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身像のもの	3 裏面に氏名を記載の上、貼付すること。
(写真欄)									
(1) 大きさは、縦5センチメートル、横4.5センチメートル程度のもの									
(2) 出願前6月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身像のもの									
(3) 裏面に氏名を記載すること									
写真欄									
1 大きさは、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル程度のもの									
2 出願前6月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身像のもの									
3 裏面に氏名を記載の上、貼付すること。									

「(添付書類) 薬事法施行規則第159条の5第2項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類  
(備考) 「本籍地」は、日本国籍を有していない者については、その国籍を記載すること。」を

「(備考) 「本籍地」は、日本国籍を有していない者については、その国籍を記載すること。」に改める。

(事務処理規則の一部改正)

第2条 事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2の14の(27)中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同34の(2)のア中「薬事法の規定」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定」に改め、同(ア)中「第38条」を「第38条第1項」に、「届出」を「店舗販売業の休廃止等又は店舗の名称等の変更の届出」に改め、同(イ)を削り、同(エ)中「第83条の2の2第1項」を「第83条の2の3第1項」に改め、同(エ)を同(イ)とし、同(イ)から(ア)までを同(カ)から(セ)までとし、同(オ)中「第10条」を「第10条第1項」に、「賃貸業」を「貸与業」に改め、同(オ)を同(イ)とし、同(カ)中「第10条」を「第10条第1項」に、「賃貸業」を「貸与業」に改め、同(カ)を同(オ)とし、同(オ)中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同(オ)を同(カ)とし、同(カ)中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同(カ)を同(オ)とし、同(オ)の次に次の事項を加える。

(I) 第38条第2項において準用する第10条第1項の規定による卸売販売業の休廃止等の届出の受理

別表第2の34の(2)のイ中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同(ア)中「第44条第1項」を「第44条」に改める。

別表第3の6中「同(2)のアの(イ)」を「同(2)のアの(オ)」に改める。

別表第8の6の(9)のア中「薬事法の規定」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定」に改め、同(ア)中「第26条第1項の一般販売業、旧法」を削り、同(イ)中「第38条」を「第38条第1項」に、「医薬品販売業の休廃止等」を「店舗販売業の休廃止等又は店舗の名称等の変更」に改め、同(オ)中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同(カ)中「及び賃貸業」を「又は貸与業」に改め、同(オ)及び(カ)中「第10条」を「第10条第1項」に、「賃貸業」を「貸与業」に改め、同(イ)中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「(薬事法)」を「(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)」に、「賃貸業」を「貸与業」に改め、「旧法第26条第1項の一般販売業」を削り、同(ア)中「第44条第1項」を「第44条」に改める。

(長野県組織規則の一部改正)

第3条 長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第27条第2号中「医療機器」の次に「、再生医療等製品」を加える。

別表第33の薬事管理課の項及び園芸畜産課の項並びに別表第36の保健福祉事務所の項、保健所の項及び家畜保健衛生所の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中薬事法施行細則第3条の改正規定(「に次の各号に掲げる書類」及び「添えて、」を削り、各号を削る部分に限る。)及び様式第1号の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

薬事管理課